



発行 東京都

目次

87

告示

○都市計画の変更（二件）………  
………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）………

告示

●東京都告示第千三百五十号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和三年十一月四日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年十一月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画都 変更する部分

市再生特別地区 港区港南二丁目、芝浦四丁目、高  
（品川駅北周辺 輪二丁目及び三田三丁目各地内  
地区）

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十  
二階北側）

●東京都告示第千三百五十一号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和三年十一月四日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画地区計画の変更がされたものとみなされたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年十一月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地  
区計画

品川駅周辺地 変更する部分  
区地区計画

港区港南一丁目、港南二丁目、芝  
浦四丁目、高輪二丁目、高輪三丁  
目及び三田三丁目各地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十  
二階北側）

場所

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

